令和８年 10 月 6 日

# 五泉市学校給食調理業務委託プロポーザル

# 審査基準第６条第５項に関する補足事項

資料３「五泉市学校給食調理業務受託業者選定プロポーザル審査基準」第６条第５項に規定する評価点について、次のとおり補足します。

| 対象規定 | 補足説明 |
| --- | --- |
| 第６条第５項（２）給食調理業務の実施方法の評価点が１１点以下の場合 | 判定に用いる評価点は、「給食調理業務の実施方法」について各委員が採点した評価点の平均値です。この平均値が１１点以下の場合に、優先交渉権者として選定しません。 |
| 第６条第５項（３）衛生管理の実施方法の評価点が１４点以下の場合 | 判定に用いる評価点は、「衛生管理の実施方法」について各委員が採点した評価点の平均値です。この平均値が１４点以下の場合に、優先交渉権者として選定しません。 |

いずれの規定も、委員１名の評価点が上記の点数以下であることのみをもって、優先交渉権者として選定しないという意味ではありません。各項目について、各委員の評価点の平均値により判定します。